

## 須崎市地方創生移住支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日  
須崎市訓令第35号  
改正 令和2年4月1日 須崎市訓令第48号  
令和2年10月19日 須崎市訓令98号  
令和3年5月1日 須崎市訓令第57号  
令和3年12月24日 須崎市訓令第96号  
令和4年10月1日 須崎市訓令第85号  
令和5年10月31日須崎市訓令第92号  
令和7年8月31日 須崎市訓令第109号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県地方創生移住支援事業を推進するため、高知県地方創生移住支援事業等実施要領（平成31年4月1日施行）に基づき、第2条に該当する者に対して、予算の範囲内において須崎市地方創生移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる要件（1）を満たすものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、同一世帯に属する者が複数回補助金の交付申請をすることは認めない。

補助対象者	世帯の要件	補助金の額	備考
別表第1に掲げる要件（2）、（3）又は（4）を満たす者	2人以上の世帯	100万円	18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。
	単身	60万円	—
別表第1に掲げる要件（5）を満たす者	2人以上の世帯	20万円	—
	単身	10万円	—

### (交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、須崎市地方創生移住支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、須崎市地方創生移住支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という）に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第6条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに、須崎市地方創生移住支援事業補助金交付請求書（別記様式第5号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付決定を受けた補助決定者が、別表第1に掲げる各要件のいずれかに該当しない事項が認められたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、高知県及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の返還請求)

第8条 市長は、補助決定者が前条に該当した場合又は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、第1号イ又は第2号の場合であって、本市に1年以上居住し、転出先が高知県内の市町村である場合は、転出前に須崎市地方創生移住支援事業補助金転出届（別記様式第6号）を提出することにより、補助金の全額又は半額の返還を免除することができる。なお、転出後、さらに高知県内の別の市町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から3年未満に補助金の交付を受けた本市から転出した場合
- ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ）
- エ この要綱に基づき交付決定を取り消された場合
- オ 高知県が発行する起業支援金の交付決定を取り消された場合（起業の場合のみ）

(2) 半額の返還

- 補助金の申請日から3年以上5年以内に補助金の交付を受けた本市から転出した場合
- 2 前項ただし書の規定に基づき、須崎市地方創生移住支援事業補助金転出届（別記様式第6号）を提出した補助決定者は、補助金の申請日から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、補助金の交付を受けた市長に、須崎市地方創生移住支援事業補助金現況届（別記様式第7号）を提出しなければならない。ただし、補助決定者が3月1日から3月31日

の間に転出した場合は、当該年度の現況届の提出は省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、補助決定者の就業先が行う一定期間の研修等で他の市区町村に転出する場合には、交付決定の取り消しを行う必要はないものとする。この場合、補助決定者は、一時的に転出することの証明書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

（補助決定者の協力）

第9条 補助決定者は、高知県又は本市（前条第1項ただし書に該当して高知県内に転出した場合は、居住している市町村）から、補助決定者の就業及び居住等の実態について報告又は立入調査を求められた場合は、協力しなければならない。また、補助決定者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、前条に規定する補助金の返還請求を行うことができる。

（個人情報の取扱い）

第10条 高知県地方創生移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、補助決定者の個人情報（住所、世帯情報、就業先情報、補助金返還情報等）について、高知県、高知県内の市町村、他の道府県（市区町村を含む。）及び国に提供し、又は確認することができる。

（情報の開示）

第11条 前条の情報に関して、須崎市情報公開条例（平成9年須崎市条例第24号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

2 この訓令は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

### 附 則（令和2年4月1日須崎市訓令第48号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年10月19日須崎市訓令第98号）

この訓令は、令和2年10月19日から施行する。

### 附 則（令和3年5月1日須崎市訓令第57号）

（施行期日等）

1 この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の須崎市地方創生移住支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（別表第1（1）備考、同表（2）イ及び同表（3）の規定を除く。）は、令和3年3月10日から適用する。

（経過措置等）

2 新要綱別表第1（1）ア（ウ）の規定は、令和3年3月10日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

3 新要綱別表第1（1）備考の規定は、令和3年4月1日から適用する。

4 新要綱別表第1（2）イ及び同表（3）の規定は、令和3年4月1日以降の転入者から適用する。

#### 附 則（令和3年12月24日須崎市訓令第96号）

この訓令は、令和3年12月24日から施行する。

#### 附 則（令和4年10月1日須崎市訓令第85号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和5年10月31日須崎市訓令第92号）

1 この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の須崎市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の須崎市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係） 補助対象者

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件	<p>次の（ア）及び（イ）に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>（ア）本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域※（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。</p> <p>（イ）本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヵ月前までを該当1年に起算点とすることができる。）</p> <p>（ウ）上記（ア）及び（イ）においては、東京圏のうちの条件不利地域外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。</p>
イ 移住先に関する要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>（ア）平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。</p> <p>（イ）補助金の申請時において、転入後3ヵ月以上1年以内であること。</p> <p>（ウ）補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。</p>
ウ その他の要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>（ア）暴力団等（須崎市暴力団排除条例（平成23年須崎市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団等をいう。）の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>（イ）日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、</p>

	<p>永住者の配偶者等、及び定住者、並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、下記に定める要件のいずれかに該当し、かつ、高知県及び本市が認める場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 移住支援金を全額返還した場合</li> <li>b 過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となる場合</li> </ul> <p>(エ) 上記(ア)及び(イ)のほか高知県及び本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p> <p>(オ) 高知県税の滞納がないこと。</p>
--	--

備考 条件不利地域の具体的な市町村は以下のとおり（令和7年4月1日時点）

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長靜町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、九十九里町、東庄町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

## （2）就職に関する要件

### ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有してい

ること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連續して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先の生活を本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組みの中で、所属先企業等から該当移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1年以内に高知県が発行する起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 支給対象者の要件として、以下のいずれかに該当する者であること。

(ア) 本市の学校を卒業した者

(イ) 本市に3親等以内の親族がいる者

(ウ) 過去2年以内に須崎市お試し住宅を利用したことがある者

(エ) 本市に2年以上住所を有していた者が高知県外に転出し、1年以上経過している者

イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更及び進学に伴う転入ではないこと。

ウ 地域の担い手確保の要件として、以下のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 農林水産業に就業した者
- (イ) 家業等へ就業した者
- (ウ) 市の無料職業紹介所に登録されている企業に就業した者

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は暴力団員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

別表第2（第4条関係） 提出書類

全員が提出必須の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書（提示により本人確認できる書類）</li> </ul> <p>※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）</li> <li>・補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）</li> <li>・移住元市区町村の住民税の納税証明書</li> <li>・移住元都道府県の都道府県税の納税証明書</li> <li>・交付申請に関する同意書（別記様式第3号）</li> <li>・高知県税の滞納がないことを証明する書類</li> <li>・市長が必要と認める書類</li> </ul>
東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類	東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）</li> <li>・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）</li> </ul>
東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）</li> <li>・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）</li> </ul>
世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類	<p>移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）</p> <p>※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。</p>

補助金（就職の場合）申請者のみ提出が必要な書類	就業先企業等の就業証明書（別記様式第2－1号）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
補助金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類	所属先企業等の就業証明書（別記様式第2－2号）
補助金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類	高知県が発行する起業支援金の交付決定通知書
補助金（関係人人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第1（5）（ア）aからdに規定するいずれかの条件を満たしていることを証明する書類            ※事実の確認は公的機関の発行する証明書により行う。</li> <li>・農林水産業の就業証明書（別記様式第2－3号。農林水産業に就業した場合）</li> <li>・家業の就業証明書（別記様式第2－4号。家業等へ就業した場合）</li> <li>・市の無料職業紹介所に登録されている企業の就業証明書（別記様式2－5号。市の無料職業紹介所に登録されている企業に就業した場合）</li> </ul>